

## ○厚生労働省告示第六十三号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第六十七号)の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成十八年厚生労働省告示第一百三号)の一部を次の表のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤勝信  
(傍線部分は改正部分)

		改	正	後	改	正	前
第一	訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準	第一	訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準				
一・五	(略)	一・五	(略)				
六	訪問看護管理療養費の基準	六	訪問看護管理療養費の基準				
(1)	機能強化型訪問看護管理療養費1の基準	(1)	機能強化型訪問看護管理療養費1の基準				
イ	(略)	イ	(略)				
口	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二条第一項に規定する看護師等のうち、六割以上が同項第一号に規定する看護職員であること。	口	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二条第一項に規定する看護師等のうち、六割以上が同項第一号に規定する看護職員であること。				
ハ	(略)	ハ	(略)				
二	ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。	二	ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。				
木	(略)	木	(略)				
ハ	(1)の口を満たすものであること。	ハ	(2)機能強化型訪問看護管理療養費2の基準				
口	(略)	口	(新設)				
イ	(略)	イ	(略)				
ハ	(1)の口を満たすものであること。	ハ	次の一いずれにも該当するものであること。				

